

串間市市木デイサービスセンター

指定管理者募集要項仕様書

令和8年8月

串 間 市

仕 様 書 1 : 串間市市木デイサービスセンター管理運営業務仕様書

この仕様書は、指定管理者業務の共通事項を示すものであって実施に当たっては誠意をもって行うものとする。

1. 法令の遵守

受託者は、指定管理者業務を行うに当たって、関係法令を遵守し、特に関係法令に定めるところの諸手続き（許可、届出等）を遅滞なく行うものとする。

2. 責任者の指定

受託者は、従業員の中から責任者（以下「管理責任者」という。）1名を選任し、委託者に届け出るものとする。

3. 従業員の確保

受託者は、指定管理者業務を行うに当たり指定管理者業務遂行に適した従業員を対象施設内に配置するものとする。

4. 名簿及び勤務計画表の提出

受託者は、従業員の名簿（氏名、年齢、住所、所有資格、写真、担当業務等を記載したもの）及び年間の勤務計画表を、委託者に提出するものとする。従業員の異動があった場合も同様とする。

5. 服装、規律

受託者は、勤務中の従業員に対して次に掲げる事項を厳守させるものとする。

- (1) 当施設の業務に相応しい、衣服を着用して勤務すること。
- (2) 礼儀正しく品行を慎み、応接に当たっては懇切丁寧を旨とし、仮にも粗暴な言動がないこと。
- (3) 飲酒若しくは酒気をおびて勤務しないこと。
- (4) 所定の場所以外では喫煙しないこと。
- (5) その他業務遂行を怠るような行為をしないこと。

6. 業務遂行記録の提出

受託者は、作業監督者に指定管理者業務の遂行状況を記録させ、原則として翌日までに委託者に（Eメール可）提出するものとする。又、支払い時（四半期毎）に、委託対象における従業員の指定管理者業務の遂行状況を点検し、委託者に提出するものとする。

7. 留意事項

受託者は、指定管理者業務遂行に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 火気に十分注意すること。
- (2) 電気、水の節約に努めること。
- (3) 委託対象の施設等をき損又は損傷若しくは滅失等しないこと。
- (4) 衛生に留意すること。
- (5) 消防計画の遵守すること。

仕 様 書 2 : 串間市市木デイサービスセンター消防用設備等保守点検業務

この仕様書は、業務実施にあたって、特に留意する事項及び業務内容の詳細を示すものであり、業務受託者は、誠意をもってこれに従うものとする。

1 委託業務の内容

- ① 消防法(昭和23年法律第186号) 第17条の3の3の規定に基づき、消火器設備・誘導灯設備・非常警報設備の点検業務により業務の円滑な運営に寄与するものとする。

【消防設備等の種類】

- 消火器設備
- 誘導灯設備
- 非常警報設備

2 点検の内容

- (1) 外観及び機能点検
- (2) 総合点検
- (3) その他必要な事項

3 実施回数及び時期

点検は年2回、実施時期については、協議のうえ、決定するものとする。

※外観及び機能点検1回、総合点検(外観及び機能点検含む)1回の合計2回

4 経費の負担区分

委託者が必要と認めた不良箇所の補修等に係る経費は、委託者の負担とする。

5 その他

消防法に基づく防火管理者を配置すること。

仕 様 書 3 : 串間市市木デイサービスセンターし尿処理合併浄化槽維持管理業務仕様書

この仕様書は、業務実施にあたって、特に留意する事項及び業務内容の詳細を示すものであり、業務受託者は、誠意をもってこれに従うものとする。

1 委託業務の内容

- ① 浄化槽法(昭和58年法律第43号) 第10条及び環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号) 第6条の規定に基づき、清掃・点検業務を遅滞なく行うものとする。

【処理方式及び浄化槽の種類】

処理方式：合併処理

浄化槽の種類：21人槽

2 点検の内容

- (1) 不良箇所等の補修(甲が必要と認めた場合に限る)
- (2) その他の維持管理について必要な諸機能の点検
- (3) 浄化槽の清掃

3 実施回数及び時期

浄化槽の清掃は年1回、保守点検は年4回実施するものとし、実施時期については、協議のうえ、決定するものとする。

4 経費の負担区分

委託者が必要と認めた不良箇所の補修等に係る経費は、委託者の負担とする。

仕 様 書 4： 串間市市木デイサービスセンター白蟻駆除業務
(セントリコン・システム仕様書)

一般事項

- ① この仕様書は、「セントリコン・システム」による処理法について規定する。
- ② この仕様書は、地下性シロアリ(対象種については④参照)による建築物への加害の予防、駆除を目的として、木造建築物および鉄筋コンクリート造・補強コンクリートブロック建築物等の周辺へのセントリコン・システムの設置方法、点検方法、およびシロアリの活性が認められた時のベイト剤の投与方法について規定する。
- ③ この仕様書に規定のない事項は、日本しろあり対策協会の「新築木造建築物しろあり予防処理標準仕様書」および「既存木造建築物しろあり予防処置標準仕様書」に準ずる。
- ④ 対象とするシロアリの種類は、ヤマトシロアリとイエシロアリの2種類とする。

1 取扱者

セントリコン・システムの取扱者はシステムを開発したダウ・アグロサイエンスの教育カリキュラムに従った講習を受講してセントリコン・システム・テクニカルマスターとして認定された者とする。

2 薬剤

セントリコン・システムに使用されるベイト剤には、有効成分として昆虫成長制御剤(IGR)であるヘキサフルムロンが含まれている。この薬剤は、キチン合成という昆虫特有の機能に作用するため、ヒトはもちろん哺乳類や鳥類などの動物に安全性が高いことを特徴としている。また、回収可能な容器に入っており、シロアリの活動を確認した場合にのみ使用する。

3 事前調査

セントリコン・ステーションの設置に先立ち、下記の事前調査を行って設置場所を決定する。

- (1) 対象とする建築物
- (2) 対象とする建築物の周囲、敷地内の状況
- (3) シロアリの生息が認められる時は、その場所および被害実態、採餌蟻道、周辺の植生・材木・廃材等
- (4) シロアリの活動が及ぶ可能性の高い場所、日当たりの悪い場所、雨漏りのする場所、軒下、台所・風呂場・洗面所・トイレ等の水周り等

4 地中設置型ステーションの設置・モニタリング・ベイティング

4-1 設置場所の選定

- (1) シロアリの活動する可能性が高い場所にまずステーションを設置する。
- (2) 建築物の周囲を取り囲むようにステーションを配置する。この時、ステーションの間隔は3～4mを基準とするが、状況に応じて配置本数を決める。
- (3) 建築物周辺で、樹木、小屋、木造の塀などシロアリの付く可能性のある場所にもステーションを設置する。
- (4) 人が頻繁に通る場所、水の溜まりやすい場所、地下配管等を避けて設置する。

4-2 設置方法

- (1) 専用ドリルで地面に穴を穿つ。
- (2) ステーション・ハウジングにソイルカバーを取り付け、設置する。
- (3) エクストラクターにモニタリング・デバイスをセットしステーションに入れる。
- (4) 専用キーを使ってトップキャップをステーションに固定する。
- (5) ステーションの設置箇所を図面に記入する。

*ダウ・アグロサイエンス商標

4-3 モニタリング・ベイティングの方法

- (1) モニタリングは次の手順でおこなう。(年4回以上)
 - ① 専用キーを使いトップキャップを回転させて取り外す。
 - ② セントリコン・ステーション内部の様子を観察する。
 - ③ シロアリの活動が見られない場合はトップキャップを元に戻す。
 - ④ シロアリの活動が確認されたらベイティングの操作に移る。
 - ⑤ 観察および作業結果を記録する。
- (2) イエシロアリに対するベイティングは次の手順でおこなう。
 - ① 上部エクストラクターと上部モニタリング・デバイスを取り出し、シロアリと蟻土をプラスチック皿に移す。
 - ② 上部エクストラクターにベイトカップ*をセットする。
 - ③ ベイトカップのキャップを外し、ベイト剤に水を添加する。
 - ④ 水が落ち着いた後、プラスチック皿のシロアリをベイトカップに移す。
 - ⑤ ベイトカップにキャップをする。
 - ⑥ 上部エクストラクターにベイトカップをセットしてステーションに入れる。
- (3) ヤマトシロアリに対するベイティングは次の手順で行う。
 - ① 予めベイトカップに水を添加する。
 - ② 上部エクストラクターと上部モニタリング・デバイスを取り出す。
 - ③ 上部エクストラクターにベイトキャップをセットしてステーションに入れる。

4-4 モニタリング・ベイティングのスケジュール

セントリコン・システム・マニュアル(技術仕様書)のモニタリングとベイティングのスケジュールに従う。

5 地上設置型ベイト・ステーション(リクルート*AG)の設置・モニタリング・ベイティング

5-1 設置場所の選定

リクルートAGは、シロアリの蟻道あるいは実際の加害場所が特定できるとき、最初のモニタリングの過程を省いて直接シロアリの活動している場所に設置する。

- ① 壁、柱などのシロアリの加害のあるところを調査し、シロアリが表面に出てくるところを選んで設置場所を選定する。
- ② その場所にリクルートAGをあてて、シロアリの活動場所にベイト部があたるようにして、設置部とリクルートAGの間に隙間がないか、リクルートAGの設置面が設置部よりはみ出さないか調査する。

5-2 設置方法

選定された設置場所に適切な設置方法を事前に検討する。このとき、リクルートAG内のベイト剤がシロアリの活動している面(蟻道や蟻土を盛り上げた木材の食害面等)に必ずさらされるようにする。

検討された設置方法に応じて設置作業を行う。

- ① 設置の対象面に応じた設置方法を決める。コンクリート、木材など様々な設置対象面に応じて、木ネジ、ガムテープ、両面テープなど、しっかりと固定できる適切な装着方法を決める。
- ② 取り付ける場所の蟻道や蟻土のつき方に応じて、リクルートAGのベイト剤面のケース形状を加工する(ケース一部が、設置時に蟻道等を潰さないように、切り取れる構造になっている)。
- ③ リクルートAG内のベイト剤に所定の量の水を添加する(通常 50~100ml)。
- ④ シロアリ活動箇所の蟻道や蟻土を一時的に取り除き、リクルートAGのベイト剤が直接シロアリの活動にさらされるようにしながら設置する。

*ダウ・アグロサイエンス商標

- (ア) シロアリへの刺激が少なく、かつベイト剤面が直接外気に触れないように、固定する。
- (イ) リクルートAGのケース面と設置面との間に隙間がある場合は、シロアリが嫌う空気の流入を防ぐために、必要に応じてガムテープやパテ、シリコン接着剤などで覆う。

5-3 ベイティングのスケジュール

セントリコン・システム・マニュアル(技術仕様書)のモニタリングとベイティングのスケジュールに従う。

6 シロアリ・コロニーの消滅の判断

2ヶ月以上摂食した活動がみられたあとシロアリの活動期にもかかわらず、2ヶ月以上2回続けてシロアリの活動が見られない場合、そのコロニーは消滅したと判断する。まれに高層マンションや屋根裏などに地面と離れて巣を作っている場合は、巣の規模が小さくリクルートAG 1個以内、2ヶ月以内のベイティングで巣の根絶までいく場合も見られる。

7 記録

セントリコン・システムの施工を行ったものは、施工を行った建築物及びその敷地へのセントリコン・ステーションの配置図、モニタリング結果、ベイティング、その後の再モニタリングの結果などを記録して、最低5年間保管する。

8 保管ならびに運搬上の注意

8-1 保管上の注意事項

セントリコン・ステーション、ベイトカップ、リクルートAG、モニタリング・デバイス等は他のシロアリ剤や殺虫剤と接触することの無いように分けて温室下で乾燥した場所に保管する。

8-2 運搬上の注意事項

セントリコン・ステーション、ベイトカップ、リクルートAG、モニタリング・デバイス等は他のシロアリ剤や殺虫剤と接触することの無いように分けて運搬する。運搬車への積み降ろしの際は、装置・器具類を投げたりする等、手荒な扱いをしないこと。

9 安全対策

ベイト剤は作業者が薬剤に直接接触することの無いようプラスチックの容器に入ったまま使用する。

シロアリが食べ残したベイト剤は容器ごと回収し、ダウ・ケミカル日本株式会社が契約する焼却処分場で、環境に影響が無いよう800℃以上で焼却する。

薬剤の取り扱いについては製品安全データシートを参照する。